

要介護認定申請について

介護サービスを受けるためには、まず、要介護認定の申請が必要です

申請対象者

- ◎ 65歳以上の方
原因を問わず、日常生活において介護や支援が必要な方
- ◎ 40歳以上65歳未満の方
医療保険に加入している方で、【表1】の特定疾病により介護や支援を必要とする方

申請方法

役場保健福祉課（本庁1階4番窓口）で申請をしてください。本人や家族が申請に行くことができない場合は、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター又は介護保険施設に申請を代行してもらうことができます。

申請に必要なもの

- ◎ 65歳以上の方……………介護保険の被保険者証
- ◎ 40歳以上65歳未満の方……………医療保険の被保険者証
- ◎ 主治医の氏名、医療機関の名称・所在地・電話番号が分かるもの（申請日の2～3ヶ月以内に受診している医療機関）
- ◎ 訪問調査の際に同席する方の氏名、連絡先が分かるもの

【表1】

初老期の認知症（アルツハイマー、脳血管性認知症、クロイツフェルト・ヤコブ病など）
脳血管疾病（脳出血、脳梗塞など）
筋委縮性側索硬化症
パーキンソン病
脊髄小脳変性症
シャイ・ドレーガー症候群
糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害
閉塞性動脈硬化症
慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支ぜんそく、びまん性汎細気管支炎）
両側の膝関節、又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
関節リウマチ
後縦靭帯骨化症
脊柱管狭窄症
骨粗しょう症による骨折
早老症（ウエルナー症候群）
末期がん